

## 第9章 大韓民国

### ア. 法体系

韓国においては、大韓民国憲法の下、国会が定める法律により、国民の権利及び義務等が定められている。地方公共団体（特別市、広域市、道、市、郡、自治区）は、法令の範囲内において条例を制定できるに過ぎず、法律による規定がなければ、条例で罰則を定めることはできない<sup>1</sup>。

刑罰や刑事手続については、法律で定められている。司法権は法院に属しており、最高法院である大法院のほか、各級法院として、高等法院、地方法院、家庭法院（家事訴訟等の第1審）、特許法院（特許法関係の第1審）、行政法院（行政事件等の第1審）が置かれている<sup>2</sup>。

### イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

傷害、暴行等の罪については、刑法で規定されており、これらの規定は配偶者からの行為に対しても適用される。刑事手続については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）で規定されている。家庭暴力犯罪に関しては、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（1997年制定、2007年一部改正、以下「特例法」という）により、刑事手続の特例としての「保護処分」が規定されている。家庭暴力犯罪については、この特例法が優先的に適用されることとなる。このほか、家庭暴力関連相談所の設置及び運営等について規定した「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（1997年制定、2006年改正、以下「保護法」という）がある。上記の2つのDVに関する法律は制定施行後、1999年、2000年、2002年、2004年、2006年と改正を重ね、2006年の保護法改正では法の目的が「健全な家庭の育成」から新たに「被害者の保護と支援」に変えられ、新たな被害者支援策が加わった<sup>3</sup>。また、特例法は2007年にも改正された。

### ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

家庭暴力犯罪とは、配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、元配偶者、自身又は配偶者の親や子、同居親族等の間で行われる、身体的、精神的又は財産的被害を伴う行為で、刑法の傷害罪<sup>4</sup>、重傷害罪<sup>5</sup>、暴行罪<sup>6</sup>、遺棄罪<sup>7</sup>、虐待罪<sup>8</sup>、逮捕監禁罪<sup>9</sup>、脅迫罪<sup>10</sup>、名誉毀

<sup>1</sup> 地方自治法第22条

<sup>2</sup> 法院組織法第3条第1項

<sup>3</sup> 戒能 2007:1 ページ

<sup>4</sup> 刑法第257条

<sup>5</sup> 同上、第258条

<sup>6</sup> 同上、第260条

<sup>7</sup> 同上、第271条

<sup>8</sup> 同上、第273条

## 韓国

損罪<sup>11</sup>、侮辱罪<sup>12</sup>、住居・身体搜索罪<sup>13</sup>、強要罪<sup>14</sup>、恐喝罪<sup>15</sup>、財物損壊等罪<sup>16</sup>等に当たる行為である<sup>17</sup>。主な家庭暴力犯罪の量刑は以下のとおり。

### ○傷害

- ・ 7年以下の懲役、10年以下の資格停止<sup>18</sup>又は1,000万ウォン以下の罰金。

### ○重傷害（人の身体を傷害して生命に対する危険を発生させる行為）

- ・ 1年以上10年以下の懲役。

### ○暴行

- ・ 2年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は科料。

### ○遺棄（扶助を要する者を保護する法律上又は契約上義務がある者による遺棄）

- ・ 3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金。

### ○虐待（自身の保護又は監督を受ける人の虐待）

- ・ 2年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金。

### ○逮捕監禁

- ・ 5年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金。

### ○脅迫

- ・ 3年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は科料。

### ○名誉毀損

- ・ 2年以下の懲役若しくは禁固又は500万ウォン以下の罰金。ただし、虚偽の事実を摘示した場合は、5年以下の懲役、10年以下の資格停止又は1,000万ウォン以下の罰金。

### ○侮辱

- ・ 1年以下の懲役若しくは禁固又は200万ウォン以下の罰金。

### ○住居・身体搜索（人の身体、住居等を搜索すること）

- ・ 3年以下の懲役。

### ○強要

- ・ 5年以下の懲役。

### ○恐喝

- ・ 10年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金。

---

<sup>9</sup> 同上、第276条

<sup>10</sup> 同上、第283条

<sup>11</sup> 同上、第307条

<sup>12</sup> 同上、第311条

<sup>13</sup> 同上、第321条

<sup>14</sup> 同上、第324条

<sup>15</sup> 同上、第350条

<sup>16</sup> 同上、第366条

<sup>17</sup> 特例法第2条

<sup>18</sup> 公務員になる資格、選挙権、被選挙権等の資格を1年以上15年以下停止すること。罰金より重い刑として位置付けられている（刑法第44条）。

○財物損壊等（他人の財物、文書又は電磁的記録等特殊媒体記録を損壊又は隠匿するなどによりその効用を害すること）

・3年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金。

## エ. 加害者に対する命令

特例法に「保護処分」及び「賠償命令」として規定されている（詳細は後述の司法手続の項で説明）。

## オ. 司法手続

### 1 捜査

捜査の主体は検事であり、警察官は検事の指揮を受けて捜査及び捜査の補助を行うこととなっている<sup>19</sup>。検事は、犯罪の嫌疑があると思料するときは、犯人、犯罪事実及び証拠について捜査をしなければならない<sup>20</sup>。進行中の家庭暴力犯罪について申告を受けた警察官は、直ちに現場に臨場し、次にあげる措置を行わなければならない<sup>21</sup>。

①暴力行為の制止及び犯罪捜査

②被害者の家庭暴力関連相談所又は保護施設への引渡し（被害者の同意がある場合に限る。）

③緊急治療が必要な被害者の医療機関への引渡し

④暴力行為の再発時に臨時措置（後述）を申請できることの通知

検事は、警察官がこれらの応急措置を採ったにもかかわらず、家庭暴力犯罪が再発するおそれがあると認める場合は、職権又は警察官の申請により裁判所に臨時措置を請求することができる。

### 2 逮捕

検事又は警察官は、捜査に必要がある場合、被疑者を出頭させ陳述を聞くことができる<sup>22</sup>。被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由なくこの出頭に応じない又は応じないおそれがある場合には、検事は、地方法院判事が発する逮捕令状により、被疑者を逮捕することができる。警察官が被疑者を逮捕する場合は、検事の請求により地方法院判事が発する逮捕令状が必要となる<sup>23</sup>。

ただし、緊急逮捕<sup>24</sup>、現行犯逮捕<sup>25</sup>の場合は、逮捕令状は必要ない。

<sup>19</sup> 刑訴法第196条

<sup>20</sup> 同上、第195条

<sup>21</sup> 特例法第5条

<sup>22</sup> 刑訴法第200条第1項

<sup>23</sup> 同上、第200条の2、第1項

<sup>24</sup> 検事又は警察官は、被疑者が死刑、無期又は長期3年以上の懲役又は禁固に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、被疑者に一定の住居を有しない、証拠を隠滅するおそれがある、逃

### 3 拘束

緊急逮捕、現行犯逮捕を含め、逮捕した被疑者の身柄を引き続き拘束するには、逮捕後48時間以内に拘束令状を請求しなければならない<sup>26</sup>。検事又は警察官は、被疑者に、一定の住居を有しない、証拠を隠滅するおそれがある、逃亡のおそれがあるといった事由がある場合、地方法院判事が発する拘束令状により、被疑者の身柄を拘束することができる（警察官が被疑者の身柄を拘束する場合は、検事の請求により地方法院判事が発する拘束令状が必要となる）<sup>27</sup>。

### 4 警察官による事件送致

加害者の身柄を拘束する場合は、「2 逮捕」「3 拘束」の手続を行うが、加害者の身柄を拘束しない場合は、任意で捜査が行われ、捜査が終了した時点で警察官から検事に事件が送致されることとなる。警察官が被疑者を拘束した場合は、10日以内に、被疑者を検事に引致するか釈放するかについて決定しなければならない<sup>28</sup>。家庭暴力犯罪については、警察官は迅速に捜査して事件を検事に送致しなければならない<sup>29</sup>。送致に当たって、当該事件が家庭保護事件として処理することが相当であるか否かに関する意見を提示することができる<sup>29</sup>。

### 5 起訴

検事は、被疑者を拘束した場合又は警察官から被疑者の引致を受けた場合、10日以内（更に10日間の延長が可能）に公訴を提起する。この期間内に公訴を提起しない場合は、被疑者を釈放しなければならない<sup>30</sup>。

ただし、刑法第51条で定められている

- ①犯人の年齢、性行、知能及び環境
- ②被害者との関係

---

亡のおそれがあるといった事由がある場合で、急速を要し地方法院判事の逮捕令状を受けることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる（刑訴法第200条の3）。

<sup>25</sup> 以下の者は、現行犯人として、何人も令状なしで逮捕できる（刑訴法第211条）。

- ・ 犯罪実行中又は実行直後の者
- ・ 犯人として追呼されている者
- ・ 贓物又は明らかに犯罪に使用したと思われる凶器その他の物を所持している者
- ・ 身体又は衣類に顕著な証跡がある者
- ・ 誰何されて逃走しようとする者

<sup>26</sup> 刑訴法第200条の2、第5項、第200条の4、第1項、第213条の2

<sup>27</sup> 同上、第201条

<sup>28</sup> 同上、第202条

<sup>29</sup> 特例法第7条

<sup>30</sup> 刑訴法第203条、第205条

③犯行の動機、手段及び結果

④犯行後の情況

を斟酌し、公訴を提起しないこともできる（起訴猶予）<sup>31</sup>。なお、家庭内の暴力事件については、起訴猶予後、再び罪を犯した場合は厳罰に処すとの警告を行う運用がなされている。

また、2003年6月からモデル実施として、検察官による相談条件付起訴猶予が始まった。保護処分は決定するまでに長い時間がかかり不処分になることも多いが、相談条件付執行猶予は速やかに民間団体が実施する加害者プログラムの受講を科すことができる<sup>32</sup>。2007年の特例法改正により、検察官が行為者の更生に必要と判断した場合は、相談条件付起訴猶予を認めることができると法に定められた<sup>33</sup>。

## ※ 家庭保護事件としての特例（保護処分）

ア 検事による送致

検事は、事件の性質、動機、結果、行為者の性行等にかんがみ、保護処分に処することが相当であると認める場合は、家庭保護事件として、家庭法院（家庭法院が設置されていない地域においては地方法院）に送致しなければならない（加害者の身柄を拘束している場合は、拘束期間内に送致）。ただし、被害者の意思を尊重する必要がある<sup>34</sup>。

イ 臨時措置

判事は、必要があれば、行為者に対し、

- ・ 被害者又は家族構成員の住居等からの退去（2ヶ月以内）
- ・ 被害者の住居、職場等から100メートル以内への立入禁止（2ヶ月以内）
- ・ 医療機関その他療養所への委託（1ヶ月以内）
- ・ 留置場又は拘置所への留置（1ヶ月以内）

といった臨時措置を採ることができ、管轄法院のある地域では送致後24時間以内に、管轄法院のない地域では送致後48時間以内に、この臨時措置の可否について決定しなければならない<sup>35</sup>。なお、臨時措置に違反した場合の罰則は用意されていない。加害者の身柄を拘束している場合は、判事が臨時措置の可否について決定した時点で、拘束令状は失効する<sup>36</sup>。

ウ 保護処分

判事は、審理の結果、以下の処分を行うことができる（併科可能）<sup>37</sup>。

<sup>31</sup> 同上、第247条

<sup>32</sup> 内閣府 2006:16 ページ

<sup>33</sup> 特例法第9条の2

<sup>34</sup> 特例法第9条、第11条

<sup>35</sup> 同上、第13条第1項、第29条

<sup>36</sup> 同上、第13条第3項

<sup>37</sup> 同上、第40条（2007年8月3日改正）

## 韓国

- ① 被害者または家庭構成員に接近する行為の制限（6ヶ月以内）
- ② 行為者が被害者または家庭構成員に「電気通信基本法」第2条第1号の電気通信を利用して近付く行為の制限
- ③ 親権行使の制限（6ヶ月以内）
- ④ 社会奉仕、加害者更生プログラム受講命令（100時間以内）
- ⑤ 保護観察（6ヶ月以内）
- ⑥ 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律が定める保護施設への監護委託（6ヶ月以内）
- ⑦ 医療機関への治療委託（6ヶ月以内）
- ⑧ 相談所等への相談委託（6ヶ月以内）

上記④から⑧までの処分には行為者の矯正に必要な参考資料を保護観察官、または受託機関の長へ送付しなければならない。

上記⑥の現行委託機関は行為者に対してその更生のための教育を実施しなければならない。

保護処分が確定したときは、同一の犯罪事実により公訴提起することはできない。ただし、行為者が保護処分の内容を履行しない場合は、判事の決定により保護処分を取り消した上、検事へ送致しなければならず、この場合は同一事実による公訴提起も可能となる<sup>38</sup>。なお、保護処分を履行しない場合は、2年以下の懲役、2,000万ウォン以下の罰金又は拘留に処することとなる<sup>39</sup>。2002年の特例法改正により保護処分後に検察官が処分の変更を請求することが可能になり、個別の事例に応じて柔軟な処遇が可能となった。また、加害者更生プログラムを受講しないなど命令に違反したり非協力的であったりした場合にはより重い処分に変更できるようになった<sup>40</sup>。

加害者更生プログラムは保護観察所が、相談委託によるプログラムは相談所等の民間団体が実施している。保護観察所実施のプログラムについての標準プログラムは示されていなかったが<sup>41</sup>、民間団体相談委託による加害者更生プログラムは、女性省人権福祉課が標準化したモデルを用いている。そのプログラムは全国に200ある相談所のうち89か所で実施され、認知行動療法と女性主義的視点療法をあわせたもので、個別面接3～4回（1時間）集団面接16回程度（2～4時間）、計20時間（週に1回）実施するものとなっている<sup>42</sup>。

### エ 賠償命令

判事は、保護処分と同時に、賠償（被害者又は家庭構成員の扶養に必要な費用の支給、

---

<sup>38</sup> 同上、第16条、第46条

<sup>39</sup> 同上、第63条

<sup>40</sup> 内閣府 2006:15-16 ページ

<sup>41</sup> 内閣府 2006:16 ページには、2007年までに加害者タイプ別標準プログラムを作成予定とある。

<sup>42</sup> 内閣府 2006:17 ページ

事件により直接被った物的被害及び治療費の賠償)を命じることができる<sup>43</sup>。加害者が賠償能力のない場合、国または地方自治体が医療費の負担をする<sup>44</sup>。

## 6 裁判

### (1) 判決

被疑者が起訴された場合は、判事により裁判が行われ、判決が言い渡される。判事が審理した結果、保護処分とすることが相当と認める場合は、家庭保護事件を管轄する法院に事件を送致することができる(被害者の意思を尊重する必要あり)<sup>45</sup>。送致後は、検察官による送致の場合と同様の流れで保護処分に向けた手続が進められる。

### (2) 刑の宣告猶予

1年以下の懲役、禁固、資格停止、罰金の刑については、改悛の情状が顕著であれば、刑の宣告を猶予することができる<sup>46</sup>。この場合、1年間の保護観察を命ずることができる<sup>47</sup>。刑の宣告猶予を受けた日から2年を経過したときは、免訴されたものとみなされる<sup>48</sup>。

### (3) 刑の執行猶予

3年以下の懲役又は禁固の刑については、情状を酌量の上、1年以上5年以下の期間、刑の執行を猶予することができる<sup>49</sup>。この場合、保護観察(期間は執行猶予期間を上限に法院で定める)又は社会奉仕若しくは受講を命ずることができる<sup>50</sup>。執行猶予の宣告後、その宣告の失効する又は取り消されることなく猶予期間を経過した場合は、刑の宣告は効力を失う<sup>51</sup>。

### (4) 略式手続

罰金、科料又は没収を求める事件については、検事の請求により、公判手続に移行せず、略式手続を採ることができる<sup>52</sup>。

---

<sup>43</sup> 特例法第57条

<sup>44</sup> 保護法第18条の4(2004年1月20日改正)

<sup>45</sup> 特例法第12条

<sup>46</sup> 刑法第59条

<sup>47</sup> 同上、第59条の2

<sup>48</sup> 同上、第60条

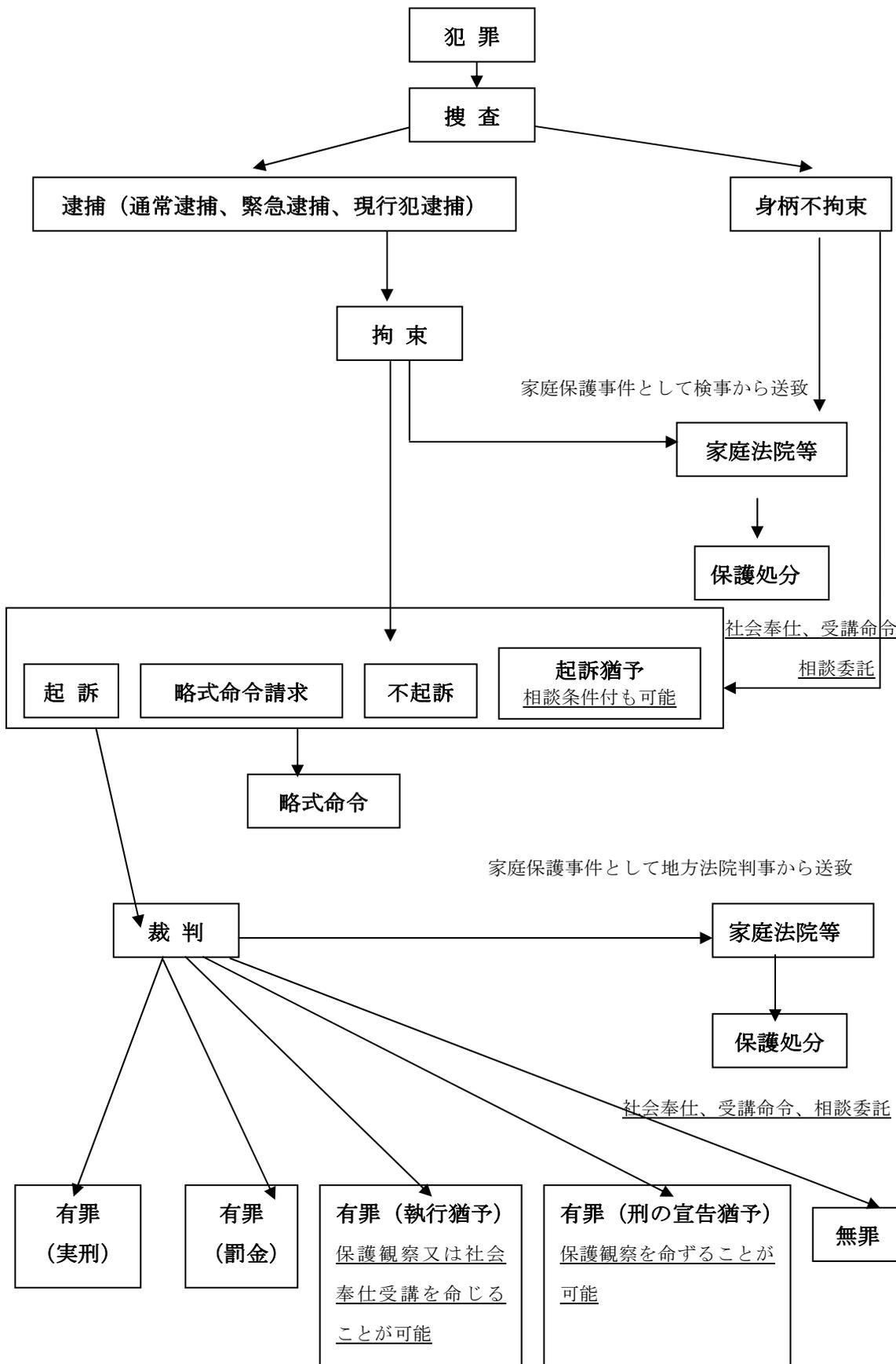
<sup>49</sup> 同上、第62条

<sup>50</sup> 同上、第62条の2

<sup>51</sup> 同上、第65条

<sup>52</sup> 刑訴法第448条

(参考) 韓国における司法手続の流れ



## カ. 司法手続等における加害者更生の位置付け

刑事処罰の対象とせず、刑事罰を科さない「保護処分」制度を原則として加害者に対応している。刑事処罰を定めただけでは被害者からの被害申し立てがためらわれ、DV被害が潜在化するおそれがある。これを避け、加害者の更生・教育を目的とした保護処分制度を導入することにより、被害を表面化させ、将来の加害行為を抑止することを目的としている<sup>53</sup>。

行政は、加害者に対して近年加害者更生プログラムの受講を科しており、それは検察官または地方裁判所が加害者を家庭裁判所に送致後、裁判所の判断においてなされる。特例法に基づく保護処分のうち「社会奉仕・受講命令（3号）」と「相談委託（7号）」において加害者更生プログラムの受講が科され、相談委託よりも受講命令の方が重い処遇と考えられており、受講命令と保護観察をあわせて科せられた者が7割に及ぶ<sup>54</sup>。

民間主導の相談所は被害者女性のカウンセリングに加えて、夫婦（家族）でのカウンセリングを行なうところもある。

家庭暴力防止の観点から、2006年の法改正によって3年ごとの家庭暴力実施調査および小中学校におけるDV予防教育の実施が規定された。また、相談所の運営は民間団体が自由に参入できたため質は問われない状態だったが、相談所の強化を図るため、設置基準が設けられた<sup>55</sup>。

## 参考文献

- 妹尾栄一 2001年11月「加害者対策・医療・教育プログラムについて」『トヨタ財団1999／2000年度研究助成報告書、家庭内の「女性に対する暴力」防止に関する社会システム開発のための日本・韓国共同研究』日韓女性に対する暴力プロジェクト研究会、115-142ページ
- 宇津呂英雄編 1988年 『アジアの刑事司法』有斐閣
- NPO法人全国女性シェルターネット 2007年『[ノーモアDV]DV根絶国際フォーラム・第10回全国シェルターシンポジウム2007資料集』11月23日～25日
- 戒能民江 2007年「韓国のドメスティック・バイオレンス法について」お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(F・GENS)プロジェクトA1「アジアにおけるジェンダー政策とその評価に関する研究」『韓国におけるドメスティック・バイオレンス政策調査研究報告書』1-3ページ
- 栗栖素子 2002年『法務総合研究所研究部資料49 大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策』法務総合研究所
- 内閣府 配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会 平成18年(2006年)6月『配偶者からの暴力の加害者更生に関する討論委員会報告書』

「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」(1997年制定、2006年4月28日最終改

<sup>53</sup> NPO法人全国女性シェルターネット 2007:25 ページ

<sup>54</sup> 内閣府 2006:15 ページ

<sup>55</sup> 戒能 2007:1 ページ

韓国

正) 英訳 Act on the Prevention of Domestic Violence and Protection, etc. of Victims Thereof, Act. No. 5487, Dec. 31, 1997, amended by Act No. 7952, April 28, 2006. Available on the website of Ministry of Gender at <http://www.mogef.go.kr/dev/board/download.jsp?id=eud0100&idx=6518&file=ACT+ON+THE+PREVENTION+OF+DOMESTIC+VIOLENCE+AND+PROTECTION%2C+ETC.+OF+VICTIMS+THEREOF.doc> (accessed on March 28, 2008)

「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」(1997年制定、2007年8月3日最終改正)  
(가정폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 [일부개정 2007.8.3 법률 제 8580 호])

「刑事訴訟法」(2007年12月21日最終改正)(형사소송법일부개정 2007.12.21 법률제 8730 호)

「刑法」(2005年7月29日最終改正)(형법일부개정 2005. 7.29 법률 7623 호)

「地方自治法」(2007年5月17日最終改正)(지방자치법(신)일부개정 2007.5.17 법률제 8435 호 )